

「走行環境条件の付与の実施要領について(依命通達)」(令和2年3月31日付け
自技第269号)別添 走行環境条件の付与の実施要領

施行日：令和2年4月1日

改正：令和2年12月9日国自基第117号、国自審第1658号、国自整第218号
令和5年3月24日国自基第245号、国自審第2680号

第1 適用

道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号。以下「施行規則」という。)
第31条の2の2の規定に基づき、国土交通大臣又は地方運輸局長(沖縄総合事務局
長を含む。以下同じ。)が行う自動運行装置への条件(以下「走行環境条件」という。)
の付与は、本要領によるものとする。

第2 用語

この要領における用語の定義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以
下「法」という。)、施行規則、道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第6
7号。以下「保安基準」という。)及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示
(平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。)に定めるもの
のほか、次に定めるところによる。

- (1)「輸入自動車特別取扱の届出」とは、「輸入自動車特別取扱制度について(依
命通達)」(平成10年11月12日、自審第1255号)別添「輸入自動車
特別取扱制度」別紙「輸入自動車特別取扱要領」に規定する届出をいう。
- (2)「使用過程車」とは、既に運行の用に供している自動車をいう。

第3 走行環境条件の付与を申請することができる装置

走行環境条件の付与を申請することができる装置は、自動車(二輪自動車、側車付
二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小
型特殊自動車並びに被牽(けん)引自動車を除く。)に備えようとする又は備えられた
自動運行装置とする。

第4 申請者等

- 1 走行環境条件の付与を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当す
る者とする。
 - (1)自動運行装置又は自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自
動車の型式の指定の申請をしようとする者又は法第99条の3第1項の許可(同
項に規定する特定改造等に係るプログラム等の改変により、自動運行装置を備
えようとする又は自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする

- る場合に限る。)の申請をしようとする者
- (2) 自動運行装置を備えようとする自動車について、輸入自動車特別取扱の届出をしようとする者
 - (3) (1)及び(2)以外の者であって、自動運行装置を備えようとする自動車について、新規検査又は予備検査を受けようとする者
 - (4) 使用過程車に新たに自動運行装置を備えようとする者又は使用過程車に備えられた自動運行装置に付与された走行環境条件を変更しようとする者((1)に該当する者を除く。)
- 2 次に掲げる者は、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる者(法人にあつては、その代表者。以下同じ。)に代わって走行環境条件の付与の申請を行うことができる。この場合は、第5第1項に規定する申請書に委任状を添付するものとする。
- (1) 国、地方公共団体等の長から走行環境条件の付与の申請を委任された者
 - (2) 法人の代表者から走行環境条件の付与の申請を委任された当該法人の営業所等の長

第5 申請書及び添付書類

- 1 走行環境条件の付与を申請しようとする者(以下「申請者」という。)で、次の表の第1欄に掲げる者は、第1号様式の走行環境条件付与申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる資料を添付して、同表の第2欄に掲げる部数を、同表の第3欄に掲げる行政庁に、同表の第4欄に掲げる時期に、提出するものとする。
- (1) 申請に係る装置の構造及び性能を記載した書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
 - (2) 申請に係る装置の外観図(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
 - (3) 申請に係る装置が、申請書の2に記載された当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況(以下「走行環境状況」という。)で使用されるものと仮定した場合(必要に応じて、道路、自動運行補助施設(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第2項第5号に規定するものをいう。)その他の交通環境又は通行車両、歩行者その他の交通参加者に関する前提条件を設定する場合を含む。)において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が告示で定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置が、走行環境状況で使用されるものと仮定した

場合において、保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。)

- (4) 申請に係る装置を取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲(車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載すること。(車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載すること。(第4第1項(3)の者に限る。)))
- (5) 走行環境状況について、その範囲・内容を技術的・客観的に裏付けるものであり、事前及び事後に再現性をもって確認可能な形で技術的内容を記載した書面(当該記載の内容が(1)又は(3)の書面に含まれる場合は当該書面の提出を省略することができる。また、第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。)
- (6) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令(令和2年国土交通省令第66号)第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていることを証する書面(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があつた場合であつて、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていることを証する書面に代えることができる。)
- (7) 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があつた場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項に定める基準に適合するものであることを証する書面(第4第1項(1)及び(2)の者で、自動車若しくは特定共通構造部の型式の指定の申請又は輸入自動車特別取扱の届出に係る提出書面として国土交通大臣に提出している場合にあつては、当該書面の提出を省略することができる。第4第1項(3)及び(4)の者においては、公的試験機関若しくは国土交通大臣が定める外国の機関において実施された試験結果を表す書面又は当該装置又は当該装置を備える特定共通構造部若しくは自動車の製作者が、当該装置を備える自動車又は特定共通構造部が、保安基準第17条の2第3項及び保安基準第48条に定める基準に適合するものであることを証する書面に限る。なお、後者において、保安基準第55条に基

づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全措置に適合していることを証する書面に代えることができる。）

- (8) 第7で付される遵守事項の誓約書
- (9) 使用者への走行環境条件及び遵守事項の周知の方法を記載した書面（第4第1項（1）及び（2）の者に限る。）
- (10) 申請に係る装置が自動車に備えられていることを確認する方法を記載した書面（第4第1項（3）及び（4）の者に限る。）
- (11) 申請に係る装置を備える自動車の車台番号の拓本若しくは写真又は製作証明書若しくは通関証明書の写し（第4第1項（3）の者に限る。）
- (12) 申請に係る装置を備える自動車の車検証の写し及び車台番号の拓本又は写真（第4第1項（4）の者に限る。）
- (13) その他国土交通大臣又は地方運輸局長が必要と認めた書面

第4第1項（1）及び（2）の者	第4第1項（3）の者	第4第1項（4）の者
正本1通	正本及び副本各1通	正本及び副本各1通
国土交通大臣	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長（予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの地方運輸局長。以下同じ。）	走行環境条件の付与を受けようとする自動運行装置を備えようとする自動車又は付与された走行環境条件を変更しようとする自動運行装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長
自動運行装置、自動運行装置を備えようとする特定共通構造部若しくは自動車の型式の指定の申請、法第99条の3第1項の許可の申請又は、自動運行装置を備えようとする自動車の輸入自動車特別取扱の届出と同時	自動運行装置を備えようとする自動車の、新規検査又は予備検査の前（当該検査まで相当期間の余裕を持って提出すること）	事由が生じた日以後遅滞なく

2 第1項に規定する申請において、第4第1項（3）及び（4）の者であって、同一の申請者が複数の自動車について同時に申請しようとする場合は、その旨を申請書に記載することによって重複する添付資料を省略することができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、第4第1項(1)及び(2)の者は、既に付与を受けた自動運行装置と、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲についてのみ異なる装置について付与を申請する場合には、第2号様式による既付与装置走行環境条件付与申請書に、当該取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、国土交通大臣に提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、申請者又は付与を受けた自動運行装置を備える自動車の使用者(以下「使用者」という。)(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合であって、当該自動運行装置について、走行環境条件の付与を受け直すときは、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第3号様式の走行環境条件付与変更申請書に、付与を受けている内容と異なる部分に関する資料及び走行環境条件付与書を添付して、提出することをもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。ただし、使用者が初めて当該申請を行う場合は、第1項(3)、(5)及び(6)の資料も添付して提出するものとする。なお、申請者が、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合にあっては、遅くとも当該届出と同時に提出するものとする。
- 5 申請者は、走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第8第1項の規定により走行環境条件付与書の交付を受けた者の氏名若しくは名称及び住所、当該自動運行装置の名称若しくは型式について変更があった場合は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、第4号様式の走行環境条件付与書記載事項変更申請書に、当該変更内容についての資料及び走行環境条件付与書を添付して、速やかに提出するものとする。この場合、第1項の規定にかかわらず、当該資料の提出をもって、第1項に規定する申請書の提出及び資料の添付に代えることができる。
- 6 走行環境条件の付与を受けた自動運行装置について、第7で付された遵守事項を遵守することができなくなったこと等により、走行環境条件の付与の取消しを求める場合は、申請者又は使用者(申請者が第4第1項(3)又は(4)の者であった場合の使用者に限る。)は、付与を受けた国土交通大臣又は地方運輸局長に対し、当該自動運行装置に係る走行環境条件付与書を添えて、速やかに第5号様式の走行環境条件付与取消申請書を提出するものとする。
- 7 地方運輸局長は、第1項及び第3項に規定する申請書及び添付資料について、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等(兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所、自動車検査登録事務所を含む。以下同じ。)の経由を定めることができる。
- 8 施行規則第31条の2の2の規定に基づく条件の付与を受けようとする申請並びに本要領に基づく既付与装置走行環境条件付与申請、走行環境条件付与変更申請、走行環境条件付与書記載事項変更申請及び走行環境条件付与取消申請は、電子申請により行うことができる。

第6 審査

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けようとする装置について、次に掲げる基準に適合していること及び第7の遵守事項に違反して使用されるおそれの有無について、申請書及び添付資料により審査するものとする。
 - (1) 当該走行環境条件を付与したと仮定した場合において、当該走行環境条件の付与を受けた装置が、保安基準第48条に定める基準に適合するものであること。
 - (2) 申請のあった走行環境状況において、制限速度を超過している等の法令違反になるものでない等、適切なものであること。
 - (3) 申請のあった走行環境状況が、通常予見することのできるものであり、かつ、明確なものであること。
- 2 国土交通大臣又は地方運輸局長は、申請者が第5第1項(3)の書面において交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定している場合であって、当該前提条件が当該走行環境において合理的な内容であると認める場合には、前項(1)の基準について、当該前提条件が満たされていると仮定して審査するものとする。

第7 遵守事項の付与等

国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を行う場合は、申請者及び使用者に対して、それぞれ次に掲げる遵守事項を付すものとする。ただし、必要と認める場合は、申請者及び使用者に対して、次に掲げる遵守事項以外の遵守事項を付すことができる。

(1) 申請者に対する遵守事項

- 一 申請に係る装置を備える自動車又は特定共通構造部が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)及び使用過程時において、自動車の特定改造等の許可に関する省令第4条第1項(ただし、自動車の特定改造等の許可に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(令和2年国土交通省告示第787号)第1条第1項中の「協定規則第156号の技術的な要件(同規則の規則7.1.に限る。)」は適用しない。)に適合している組織で管理されていること。(第4第1項(3)又は(4)の者から申請があった場合であって、地域における人又は物の運送サービスを行うものとして使用する自動車に取り付ける装置に係る申請の場合にあつては、当該自動車が、適切なサイバーセキュリティ対策を講じることができる組織で管理されていること。)
- 二 当該装置を備える自動車が、新規検査又は予備検査時(第4第1項(4)の者から申請があった場合においては、申請時)において、サイバーセキュリティの確保に係る保安基準第17条の2第3項及びプログラム等の確実な改変に係る保安基準同条第4項(いずれも保安基準第55条に基づく基準緩和の認定を受けている場合は、条件又は制限として付されている代替の安全

措置)に適合していること。

三 適時に、自動車検査証の備考欄の記載を変更すること等により、使用者及び運転者への走行環境条件及び遵守事項の周知を徹底すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

四 当該装置の改造(プログラム等の改変を含む。以下同じ。)、取り外しその他これらに類する行為であって、当該装置の保安基準適合性に影響を与えるおそれのあるもの(技術的内容を記載した書面(第5第1項(5)の書面)の変更が必要となる場合を含む。)を行う場合(使用者が行う場合も含む。)は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。

五 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、第5第4項の走行環境条件付与変更申請又は第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(ただし、法第63条の3の改善措置の届出を行う場合(付与された走行環境条件において、保安基準に適合しなくなるおそれをなくする又は保安基準に適合させるために必要な改善措置を講じようとする場合に限る。)及び第9第3項の規定により走行環境条件の付与の変更を行う場合は除く。)

六 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(1)及び(2)の者から申請があった場合に限る。)

(2) 使用者に対する遵守事項

一 当該装置を備える自動車を使用しようとするときは、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等(軽自動車検査協会事務所支所及び事務所分室を含む。以下同じ。)において、自動車検査証に自動運行装置を備えている旨の記入を受けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

二 当該装置を備える自動車に、走行環境条件付与書(走行環境条件が変更された場合にあつては、変更後の走行環境条件付与書)を備え付けること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

三 当該装置の改造、取り外しその他これらに類する行為を行う場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)四の走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。

四 第5第1項に基づく申請書及び添付書類の変更がある場合は、遅滞なく、申請者に対して、(1)五の走行環境条件付与変更申請又は走行環境条件付与取消申請の要否について確認をすること。(第4第1項(3)及び(4)の

者から申請があった場合に限る。)

五 自動運行装置が付与時の性能を満足していない状態にあるときであって、当該性能を満足させるために必要な措置を講じない場合は、遅滞なく、第5第6項の走行環境条件付与取消申請を行うこと。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

六 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、走行環境条件付与書を返納すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

七 第9第1項により付与の取消処分を受けた場合に、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等において、自動車検査証の自動運行装置を備えている旨の記載を削除すること。(第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合に限る。)

八 交通環境又は交通参加者に関する前提条件を設定して審査を受けた場合において、当該前提条件を満たしていないことが明らかとなった場合には、自ら走行環境の改善を行い、又は関係者に対し改善を求めるなど、当該前提条件を確保するための適切な措置を講じること。

第8 走行環境条件の付与・走行環境条件付与書の交付

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、走行環境条件の付与を行うことが適当であると判断した場合は、第7に基づく遵守事項を付したうえで、走行環境条件の付与を行い、第6号様式による走行環境条件付与書を申請者に交付するものとする。
- 2 第4第1項(3)及び(4)の者から申請があった場合において、地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、直ちに当該走行環境条件の付与に係る装置を備える自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの運輸支局。以下同じ。)等の長及び軽自動車検査協会事務所(第4第1項(3)の者のうち、予備検査を受けようとする者の場合は、最寄りの軽自動車検査協会事務所。以下同じ。)等の長に対し、関係資料を添付のうえ、第7号様式により走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第1項の規定により走行環境条件付与書を申請者に交付したときは、国土交通大臣(国土交通大臣が交付を行った場合を除く。)及び地方運輸局長(交付を行った地方運輸局長を除く。)に対し、関係資料を添付のうえ、第8号様式により、走行環境条件の付与を行った旨を通知するものとする。なお、国土交通省から警察庁に対しても同様の情報を提供するものとする。(地方運輸局長から国土交通大臣へ通知のあったものを含む。)
- 4 国土交通大臣又は地方運輸局長は、第6の規定に基づいて審査した結果、申請のあった走行環境条件が第6に掲げる基準に適合していないと認める場合又は第7

の遵守事項に違反して使用されるおそれがあると疑うに足りる相当な理由があると認める場合は、走行環境条件の付与をしないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するとともに、第4第1項（3）及び（4）の者から申請があった場合においては、地方運輸局長は、当該走行環境条件の付与に係る装置を備えようとする自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等及び軽自動車検査協会事務所等に通知するものとする。

第9 行政処分等

- 1 国土交通大臣又は地方運輸局長は、走行環境条件の付与を受けた装置を備える自動車について、走行環境条件の付与の申請に当たって虚偽の申請を行った場合において、申請者又は使用者に対し監査（同法第100条第2項に基づく検査及び関係者への質問）を実施し、事実関係を確認したとき、又は、第5第6項の申請があった場合において、その取消し事由が適当と認めるときは、走行環境条件の付与の取消処分を行い、第9号様式により走行環境条件付与取消通知書を申請者に交付するとともに、第10号様式により、国土交通大臣（国土交通大臣が取消しを行った場合を除く。）及び地方運輸局長（取消しを行った地方運輸局長を除く。）に対し、走行環境条件の付与の取消しを行った旨を通知するものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、取消しの日までに製作された自動運行装置を備える自動車について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
- 2 第5第6項の申請があった場合において、申請者以外の者が正当な理由なくみだりに走行環境条件付与取消申請を行った場合など、その取消し事由が適当と認められない場合は、走行環境条件の付与の取消しを行わないものとする。この場合において、国土交通大臣又は地方運輸局長は、理由を付して、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 国土交通大臣又は地方運輸局長は、本要領に規定する業務を適切に実施するため、新聞等報道や関係機関及び関係団体からの情報等を通じ、第8の付与を受けた自動運行装置を備える自動車の運行状況の把握に努めるものとする。
- 4 走行環境条件の付与を受けた自動車（道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示（平成15年国土交通省告示第1320号）の適用を受けるものに限る。）の使用の本拠の位置が基準緩和の認定を行った地方運輸局の管轄外となった場合には、走行環境条件の付与は失効するものとする。

附則（令和2年4月1日）

（適用時期）

- 1 この要領は、施行の日以降の走行環境条件の付与の申請から適用する。

附則（令和2年12月9日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。
- 2 令和4年6月30日以前の申請にあつては、「走行環境条件の付与の実施要領について（依命通達）」（令和2年3月31日付国自技第269号）の一部改正による第5第1項第4号の規定にかかわらず、本改正前の第5第1項第4号の規定に適合するものであればよい。

附則（令和5年3月24日）

- 1 本改正規定は、通知の日より施行する。

第1号様式（第5関係）

走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件の付与を受けようとする装置の名称及び型式
- 2 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況
- 3 省略する添付資料
- 4 当該装置の作動中における運転者の要否

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 当該装置が使用される場所、気象及び交通その他の状況については、以下に掲げる状況を記載する。
 - ・「道路状況及び地理的状況」：道路の構造や場所など時間的に変化しない静的な状況
 - ・「環境状況」：天候及び他の交通の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自車以外に係る状況
 - ・「走行状況」：自車の速度及び運転者の状態を含む、時間的に変化する動的な状況、かつ、自車に係る状況
 - ・「その他の状況」：遠隔操作による自動運転車の遠隔地に遠隔監視・操作要員が存在していることなど前号各号のいずれかひとつに分類することができない状況
- (4) 省略する添付資料については、複数の類似する自動車について同時に申請する場合に添付を省略する添付資料の名称を記載する。
- (5) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

第2号様式（第5関係）

既付与装置走行環境条件付与申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲を変更して、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。
- (3) 取り付けることができる自動車又は特定共通構造部の範囲の変更内容については、添付資料に代えることができる。

第3号様式（第5関係）

走行環境条件付与変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件に関連する道路交通インフラや道路交通法規等が変更される（又はされた）ため、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を受けたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 道路交通インフラや道路交通法規等の変更事項
- 4 申請の変更事項及び変更事由

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第4号様式（第5関係）

走行環境条件付与書記載事項変更申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

下記の自動運行装置について、走行環境条件付与書の記載事項の変更を行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 変更事項及び変更事由
- 4 変更年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第5号様式（第5関係）

走行環境条件付与取消申請書

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称

住 所

下記の自動運行装置について、付与の取消しを行いたいので、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取消し事由
- 4 事由が生じた年月日

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。

第6号様式（第8関係）

走行環境条件付与書

番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

年 月 日付で申請があった下記の自動運行装置については、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件を付与する。

記

- 1 自動運行装置の名称及び型式
- 2 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲
- 3 走行環境条件
- 4 当該装置作動中における運転者の要否
- 5 遵守事項

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 当該装置を取り付けることのできる自動車又は特定共通構造部の範囲については、車台番号が特定できる場合にあつては、車台番号を記載する。（車台番号が特定できない場合にあつては、製造番号等の車両が特定できる番号を記載する。（第4第1項（3）の者から申請があつた場合に限る。））
- (2) 第6第2項において、交通環境又は交通参加者に関する前提条件が満たされていると仮定して審査を行った場合にあつては、走行環境条件において、その内容を注記する。
- (3) 当該装置の作動中における運転者の要否については、当該装置の運転者（細目告示第72条の2第4号に規定する運転者をいう。）の要否に加え、必要に応じて運転者を要する条件を記載する。

番 号
年 月 日

運輸支局長 殿
自動車検査登録事務所長 殿
軽自動車検査協会 事務所長 殿
事務所支所長 殿
事務所分室長 殿（単名）

地方運輸局長

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、走行環境条件付与申請書（副）を添えて通知します。

第8号様式（第8関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与の通知について

別紙走行環境条件付与書（写）のとおり走行環境条件の付与がなされたので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

第9号様式（第9関係）

走行環境条件付与取消通知書

番 号
年 月 日

殿

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

下記の自動運行装置について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づき、走行環境条件の付与を取り消したので通知する。

記

- 1 取り消された走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日
- 2 自動運行装置の名称及び型式
- 3 取り消した理由
- 4 取消しの効力の及ぶ範囲

（日本産業規格A列4番）

第10号様式（第9関係）

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿
地方運輸局長 殿（単名）

国土交通大臣（又は地方運輸局長）

走行環境条件付与取消の通知について

別紙走行環境条件付与取消通知書（写）のとおり走行環境条件の付与を取り消したので、通知します。

（日本産業規格A列4番）

参考様式（第5関係）

年 月 日

国土交通大臣（又は地方運輸局長） 殿

申請者の氏名又は名称
住 所

誓 約 書

弊社が使用する名称、型式の装置（を備える車名、型式、車台番号の自動車）について、道路運送車両法施行規則第31条の2の2の規定に基づく走行環境条件の付与の申請に際し、下記のとおり誓約します。

走行環境条件の付与に際し付された遵守事項を遵守します。また、使用者が申請者と異なる場合には、使用者に対して、使用者に対する遵守事項を遵守するよう申し送りをします。

（日本産業規格A列4番）

備考

- (1) 申請者の氏名については、申請者が法人である場合は、法人の代表者とする。
- (2) 申請者が個人の場合は、「弊社」を「私」と記載する。
- (3) 装置を備える自動車について記載する場合、型式については、必要に応じて類別区分番号も記載する。また、車台番号の打刻のない自動車にあつては、製造番号を記載する。